

農政だより 特集号 「獣害対策特集」

イノシシ等の獣害を無くすために

■地域ぐるみの捕獲対策の実施について

仙台市では、平成27年3月より青葉区芋沢地区において、地域ぐるみのイノシシ捕獲対策を実施しています。

同事業の実施については、昨年の獣害対策特集号でもお知らせしておりましたが、狩猟免許を持たない方が従事する場合、【従事者となるための条件】に記載していることをクリアして実施することになります。

【従事者となるための条件】

- ・箱わなによる捕獲であること。
- ・捕獲従事者の中にわな猟免許所持者が含まれること。
- ・狩猟免許を持たない従事者（補助者）は、わな猟免許所持者の捕獲行為の内容を具体的に指示するなどの監督下で捕獲。

・狩猟免許を持たない従事者（補助者）は実施者（仙台市）等が開催する講習会を年1回以上受講。

※捕獲されたイノシシの止めさしは、各猟友会捕獲隊の方が実施いたします。

芋沢地区における講習会の実施についてですが、地区内にある本沢集会所にて、東北野生動物保護管理センター職員を講師として、イノシシの生態や効果的な捕獲方法等について講義を受け、その後、付近の箱わな設置箇所へ移動し、猟友会捕獲隊の方から取扱いや構造について説明を受けました。

講習会には捕獲対策に従事される方以外にも参加された方もおり、自分たちの地域は自分たちで守るといったイノシシ被害防除に対する積極的な姿勢がうかがえました。

捕獲対策については、地区内に4基の箱わなを設置し、許可を受けた10名の方が、見廻りやエサやり等の作業に従事しています。

この事業により、平成27年6月末現在で、6頭の捕獲実績があり、さつそく効果があがっています。

なお、同地区においては、平成24年度に国補助事業を活用し、ワイヤーメッシュ柵を設置しましたが、一部、未設置となっていた箇所があり、

その部分から侵入してきたイノシシによる農作物被害が新たに発生したことから、平成26年度に、緊急対策としてワイヤーメッシュ柵を延長し、イノシシの侵入口となっていた区間を塞ぎました。

同地区では、防護対策と捕獲対策を組み合わせて、効果的な被害防止を行い、イノシシによる農作物の被害軽減に努めています。

皆さんの地域でも、今後、イノシシによる農作物の被害軽減を図り、地域あるいはご自分の農地などを守るため、地域ぐるみの捕獲対応の取り組みについて、ご協議いただき、実施を検討してみたいかがでしょうか？



猟友会捕獲隊の方から箱わなの説明を受ける地域の皆さん

■困いわなの設置について
 ・平成27年6月18日、仙台市農作物有害鳥獣対策協議会の構成団体である仙台農業協同組合が中心となって、宮城県猟友会仙台北支部、宮城総合支所の協力の下、青葉区芋沢地区にある大和工業株式会社様の敷地内をお借りして困いわなを試験的に設置いたしました。

これは設置に必要な資材を仙台農業協同組合が準備し、実際に同地区で有害捕獲活動にご協力いただいている猟友会の方々、地域の有害捕獲許可の担当である宮城総合支所職員が協力して、設置をしたものです。

困いわなでの捕獲については、まず、入口を開放しておき、イノシシがわなの中のエサに餌付いて、群れで現れるようになった場合、仕掛けをセットして、多頭数捕獲を行います。

設置にご協力いただきました皆様、ありが



電気柵の安全確保のお願い

新聞、テレビ等の報道で、皆様、「ご存知のことと思います」が、平成27年7月19日、静岡県西伊豆町において、電気柵による感電で、7名の方が負傷し、内2名の方が亡くなりました。

市販の電気柵については、その使用方法を守り、適切に管理していれば、安全に使用できますが、改造を行ったり、決められた安全装置（漏電遮断器や電気柵用電源装置）を使わずに設置するのは、事故の原因となりますので、**絶対に行わないでください。**

【主な注意】

「家庭用のコンセントを電源として、電気柵用電源装置を通さずに直付けするのは、法令違反であり、設置したご本人ばかりでなく、「ご家族や近隣の方等」にも大きな迷惑をかける大変危険な行為ですので、**絶対に行わないでください。**

電気柵の電源については、①「ご家庭で使用しているコンセント」、②乾電池やバッテリー12V、③ソーラーが主なものになっており、電源の種類によって、法令により定められている安全装置を設置しなければなりません。

このことにつきましては、次の点を「参照ください」。

- ①を電源とする場合、漏電遮断器（PSEマーク付き）を必ず接続し、電気柵用電源装置（PSEマーク付き）を通してください。
- ②、③を電源とする場合、必ず電気柵用電源装置を通してください。

また、電源に係らず、電気柵には必ず周囲の方が容易に視認できる箇所に「危険表示板」を掲示してください。

この季節は子どもが夏休み期間であり、また、お盆等で、普段、農作業に触れることのない方々も、電気柵の設置箇所の近辺に立ち入る機会も増えると思われるので、今一度、電気柵の安全確認をお願いいたします。

【電気柵の安全確保調査について】

現在、仙台市では電気柵の安全確保について調査を実施しております。

調査票については、市補助を活用し、電気柵を設置した団体様へ送付しておりますが、現時点で調査票が届いていない方で、「ご家庭用のコンセントを電源とする電気柵を」使用の方は、仙台市農政企画課まで連絡をお願いいたします。

電話 214-8334

■わな猟免許を取得してみませんか？

地域での被害防除対策を行う際、捕獲は防護と並び重要な対策となります。

平成27年度の今後のわな猟免許の試験及び講習会の日程は次のとおりです。

なお、仙台市農作物有害鳥獣対策協議会では、わな猟免許取得のための講習会受講の経費を助成しています。助成を受ける場合は、下記を「参照ください」。

内容	日程	会場	お問合せ先
狩猟免許試験	8/29 (土)	宮城県行政庁舎	仙台地方振興事務所 林業振興部 (022) 275-0364
	9/12 (土)	宮城県大河原合同庁舎	
受験講習	8/21 (金)	蔵王町ふるさと文化会館 (わな猟のみ)	(社)宮城県 猟友会 (022) 276-2481
	8/22 (土)	宮城県仙台合同庁舎	
	9/3 (木)	宮城県大崎合同庁舎	
	9/4 (金)	宮城県大河原合同庁舎	

■「利用ください」

侵入防止柵設置などの補助

仙台市農作物有害鳥獣対策協議会では、イノシシ等による農作物被害の防止対策を行う団体等に対して、侵入防止柵の設置をはじめとする自主防除に必要な経費の一部補助を実施しています。

一、事業対象者

農業者等が組織する団体(3名以上) または町内会等 ※ 個人は対象となりません。また事後申請も対象とはなりませんので、事業の実施前に申請をお願いいたします。

二、助成の内容

(1) 農作物被害防止施設（電気柵等）の設置
ア 防除用施設の延長が連続して、概ね千m以上の場合：事業費の3分の2以内（千mあたり33万円を限度）
イ ア以外の場合：事業費の3分の1以内（百mあたり3万円を限度）

(2) イノシシ用捕獲檻(クマ脱出口付き)：購入経費の2分の1以内（1基あたり6万円を限度）

(3) わな猟免許試験講習会受講料に対する助成：農業者1人1回限り7千円

三、事業期間

平成28年2月末まで

■お問い合わせ先

地域ぐるみのイノシシ捕獲対応や地域における侵入防止柵の設置など、農作物有害鳥獣に関する相談、要望等がございましたら、お気軽に左記までご連絡ください。

仙台市農作物有害鳥獣対策協議会

(事務局)：仙台市農政企画課

電話 214-8334

